自立支援医療費(精神通院)制度の手続きについて

手 続 き の 種 類

新規 再認定(更新)(有効期間終了日の3ヵ月前から)

医療機関・薬局・デイケア・訪問看護・所得区分の変更申請

氏名・住所・被保険者証の変更届

再交付(汚損・破損・紛失)

迈環

- ① 自立支援医療費(精神通院)の各種申請・届出(新規申請・再認定申請・変更申請・再交付申請・変更届・返還届)
- ② 同意書(障害者総合支援法・児童福祉法用)
- ③ 認印(朱肉を使用するもの・シャチハタは不可)
- ④ 診断書(精神通院医療用)
- ⑤ 自立支援医療受給者証(精神通院)
- ⑥ 公的医療保険の被保険者証
- ⑦ 遺族・労災・障害年金の受給額が分かるもの(通帳、年金振込通知書等) ※受給している方のみ
- ⑧ マイナンバーの通知カード又は個人番号カード
- ⑨ 本人確認の書類 (提示時において、有効なもの)
 - ※A又はBのいずれかのもの
 - A:写真表示のあるもの(下記より1点)

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B:写真表示のないもの(下記より2点)

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、障益 福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

- ⑩ 代理権の確認書類(代理人(本人以外の者)が手続きする場合)
 - ※法定代理人(親権者・成年後見人等)の場合:戸籍謄本・審判書・登記事項証明書等
 - ※法定代理人以外(家族・施設職員等)の場合:委任状
- ⑪ 代理人の本人確認の書類(提示時において、有効なもの。家族が手続きする場合も必要。)
 - ※A又はBのいずれかのもの
 - A:写真表示のあるもの(下記より1点)

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B:写真表示のないもの(下記より2点)

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)、障: 福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、直近の生活保護受給証明書等

【提出・問い合せ先】

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 (橋本市保健福祉センター内)

電 話:0736-33-3708(直通)

業務時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く。